議案第４１号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第７号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ７ 年 ９ 月 ８ 日提出

七飯町長　杉　原　　太

記

１　取得する財産

（１）財産の名称　　児童・生徒送迎用スクールバス

（２）数　　量　　１台

２　契約の方法

指名競争入札

３　契約金額

９，０１４，４２０円

（内契約に係る消費税及び地方消費税相当額　８１５，２００円）

（内契約金額に含む非課税取引に係る諸費用　４７，２２０円）

４　契約の相手方

函館市昭和３丁目３２番２６号

函館三菱ふそう自動車販売株式会社

代表取締役　佐々木　　眞